

浄化槽をお使いの皆さまへ

浄化槽は「**生き物**」です！ 浄化機能を十分に発揮させるため **正しい使い方**を守りましょう！

浄化槽の電源は切らないようにしてください(微生物が働いています)。



トイレにはトイレットペーパー以外流さないでください。



便器の掃除はできるだけ浄化槽専用薬品を使用してください。



台所から野菜くずや天ぷら油などを流さないでください。



洗剤は適量を守って使いましょう。



浄化槽のうえにものを置かないでください。



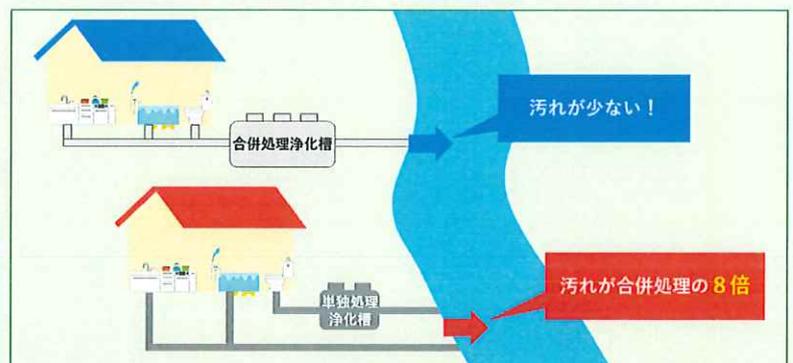
一度に多量の水を流さないようにしましょう(浄化する時間が短くなり、十分に浄化できなくなります)。



単独処理浄化槽をご使用の皆様へ

単独処理浄化槽は、トイレからの排水しか処理がされていないため、お風呂や台所等からの生活排水は未処理のまま公共水域に排出されます。

公共水域の水質保全のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、ご検討をお願いします。



滋賀県浄化槽適正処理促進協議会

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課
県内各市町浄化槽関係担当課
滋賀県環境整備事業協同組合
公益社団法人滋賀県生活環境事業協会

10月1日は「浄化槽の日」 10月は「浄化槽適正処理促進月間」です

各種届出

次の場合には、届出が必要です。詳しくは、お住まいの市町の浄化槽関係担当課にお問い合わせください。

○新しい浄化槽を設置するとき

新しい浄化槽を設置しようとする場合は、(公社)滋賀県生活環境事業協会に、浄化槽法第7条の規定による水質検査の受検を申し込むとともに、「**浄化槽設置届出書**」を提出し、その内容等について予備審査を受けてください。さらに予備審査後、「**浄化槽設置届出書**」を市町長に提出してください。

浄化槽の工事が完了したときは、「**浄化槽工事完了報告書**」を(公社)滋賀県生活環境事業協会の予備審査を受けた後、市町長に提出してください。また、浄化槽の使用を開始したときは、使用を開始した日から30日以内に「**浄化槽使用開始報告書**」を市町長に提出してください。

○浄化槽を使用休止・使用再開するとき

転居等により浄化槽の使用を休止(概ね1年以上)しようとする場合は、浄化槽法施行規則第3条の規定に基づく清掃を実施した後、休止の日(清掃を実施した日)から30日以内に「**浄化槽使用休止届出書**」及び「**浄化槽の休止に係る報告書**」を市町長に提出してください。

また、使用の休止の届出に係る浄化槽の使用を再開したときは、30日以内に「**浄化槽使用再開届出書**」及び「**浄化槽の使用再開に係る報告書**」を市町長に提出してください。

○浄化槽を使用廃止したとき

下水道への接続や建物を撤去した場合など、浄化槽の使用を廃止したときは、廃止した日から30日以内に「**浄化槽使用廃止届出書**」を市町長に提出してください。

○浄化槽管理者(所有者)に変更があったとき

相続、売買等により浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に「**浄化槽管理者変更報告書**」を市町長に提出してください。

浄化槽管理者の義務

浄化槽をお使いの皆さまは、浄化槽法に基づき、**保守点検、清掃、法定検査**を実施していただく必要があります。

保守点検 (保守点検業者)	装置や機器の点検、調整・修理、消毒薬の補充等を行う。(年3回以上)
清 掃 (清掃業者)	汚泥の引き抜き、装置や機器の洗浄・掃除等を行う。(年1回以上)
法定検査 (指定検査機関)	保守点検や清掃が適正に行われ正常に機能しているか等、総合的に検査する。(年1回)

指導助言

浄化槽法に基づく保守点検、清掃、法定検査が適切に実施されていない場合は、市町から指導助言を行っています。

〔浄化槽台帳〕

浄化槽を所有(管理)する人の氏名および管理の状況等を把握

稼働浄化槽	
管理浄化槽(保守点検・清掃・法定検査を実施)	未管理の浄化槽



〔市町長〕

保守点検・清掃の実施、法定検査の受検をしていただくよう指導助言

指導助言の内容に適切に対応いただかない場合、**保守点検・清掃を実施されないと6月以下の懲役又は100万円以下の罰金**が、**法定検査を受検されないと30万円以下の過料**が科せられます。

お問い合わせ先

浄化槽所在地の市役所・町役場浄化槽関係担当課

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 ☎077-528-3471

(指定検査機関) 公益社団法人滋賀県生活環境事業協会 ☎077-535-9210

